

令和7年 第12回
教育委員会定例会会議録

令和7年9月25日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2664号

令和7年第12回定例会

日 時 令和7年9月25日(木) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員 員	山 内 慶 太
	委 員 員	鈴 木 令 奈
	委 員 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	学校施設担当課長	河 原 一 祥
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2660号 第7回定例会

日程第2 審議事項

- 1 学校施設開放事業における夜間照明使用料の設定について
- 2 港区立東町小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長について (案)

日程第3 協議事項

- 1 学校屋内プール開放事業の拡大について

日程第4 報告事項

- 1 港区幼稚園教育振興検討会の報告について
- 2 学校施設開放事業の一部運用見直しについて

- 3 港区立郷土歴史館展示室等の休室について
- 4 令和7年度春の通学路点検の実施結果について
- 5 区立幼稚園の魅力向上に向けたアンケート調査の結果について
- 6 (仮称) 港区立学校施設整備方針の検討について
- 7 教育管理職の人事について (非公開)
- 8 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 9 令和8年度の海外修学旅行について
- 10 後援名義等の8月使用承認について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 14 図書館の8月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の8月行事実績について
- 16 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 17 10月教育人事企画課事業予定について
- 18 みなと科学館の8月利用状況について

「開会」

○教育長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和7年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は田谷委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。日程の第4、報告事項第5については報告事項第1と関連する案件であるため、報告事項の一番初めに説明し、その後、日程を戻して報告事項第1から説明を行いたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、報告事項第5については報告事項の一番初めに説明を受けた後、日程を戻して報告事項第1から説明することといたします。

日程第1 会議録の承認

第2660号 第7回定例会

○教育長 日程の第1 「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載をした1件の会議録につきまして、承認ということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定をいたしました。会議録につきましては、公開に向か、速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 学校施設開放事業における夜間照明使用料の設定について

○教育長 審議事項第1、議案第57号「学校施設開放事業における夜間照明使用料の設定について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料No. 1を御覧ください。学校施設開放において、夜間照明の使用料を徴収している青山中学校、芝浜小学校に加えまして、照明が新設される他の学校施設での使用料を新たに定めることについて、お諮りをいたします。

まずは、項番1「経緯等」についてご説明いたします。区立学校の校庭や体育館等を区民等のスポーツ活動の場として開放しておりますが、青山中学校、芝浜小学校については夜間照明が設置されていることから、それぞれ使用料を設定いたしまして、夜間の校庭利用者から徴収をしております。資料上は後程出てまいりますけれども、青山中学校は現在1,600円、芝浜小学校は400円、それぞれ1回の利用につき料金を徴収しております。他の区立学校につきましても、校庭に新たに照明を設置された学校、今後設置する予定となっている学校におきまして、照明使用料を定める必要があります。

項番の2、開放日と開放時間は表で示しておりますけれども、平日は1回2時間、休日は1回3時間の枠で開放しております。

項番の3、照明設置校と今後の新設予定校です。青山中学校、芝浜小学校のほか、令和6年度は5校、今年度はお台場学園の1校に設置されております。令和9年度以降の予定も表に記載のとおりとなっております。

続きまして、項番の4「使用料の設定について」です。学校ごとの1時間当たりの使用料を算出しまして、項番2でご説明した2時間、3時間の開放時間枠に応じて料金を設定いたします。なお、全序的な方針に基づきまして100円未満の端数は切り捨てることとしております。

令和9年度以降に照明が設置される学校につきましては、いずれも同様の方法で照明使用料を算出し、設置された翌年度から使用料を徴収することといたします。また、青山中学校ではテニスコートも開放しておりますが、このテニスコートの照明使用料につきましても、このたびの校庭の照明使用料の改訂に伴って見直しを行います。

新たに設定する各学校の照明使用料は、表に記載のとおりです。表の一番上、芝浜小学校を例にご説明いたしますと、2時間で300円、3時間で500円としております。この使用料の算出方法ですが、照明1個の1時間当たりの電気料金に、照明の数、使用時間を乗じた数字を使用料といたします。芝浜小学校を例にいたしますと、照明1個の1時間当たりの電気料金が13円、照明数が14個のため、2時間分で300円となります。なお、照明1個の1時間当たりの電気料金13円ですけれども、1時間に1,000ワット消費した際の電気料金、これが電力会社で定めている料金29.8円に、芝浜小学校についております照明1個の消費電力量444ワットを乗じて求めます。学校によって、設置されている照明の消費電力量、個数が異なりますので、それについて算出したのが次のページの表になります。

また、その表の下には、参考に現在の青山中学校、芝浜小学校の照明使用料算出式を記載しております。

現在の料金は平成28年に算出したものでして、算出方法は変わっておりませんが、現在は1回の開放枠が2時間でも3時間でも同じ料金を徴収しておりますので、2時間、3時間、それぞれの料金とするところが今後異なってまいります。

項番の5、使用料の徴収ですけれども、令和8年4月から開始する予定です。

項番の6「根拠規程」についてですが、「港区立学校施設等使用条例施行規則」の改正によって対応いたします。13分の12、13ページに、別紙として規則の新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

最後に、項番の7「今後のスケジュール」です。議会報告の後、12月に、学校施設を使用している各団体に周知をいたします。2月に先程申し上げたこの規則改正について教育委員会で審議、ご決定いただいた上で、4月から徴収を始めます。

13分の6ページから11ページまでは、先程冒頭に触れました全庁的な使用料の更新に関する資料を、参考に添付しております。

簡単ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 確認なのですから、今照明を使っているところで、青山中と芝浜小だけが使用料を徴収していて、そのほかのところは徴収していないというのが現状だということで、間違いないですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ご認識のとおりです。

○中村委員 この使用料というのは今回の改正をする施行規則、これに基づいて徴収しているということであれば、なぜその余のところは徴収していないのですか。そこがよく分からないのだけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、学校施設の夜間の開放ですけれども、これは青山中学校、芝浜小学校だけで行っている訳ではないのですが、青山中、芝浜小以外の学校では、夜間の開放時に利用していたのがいわゆる防犯灯というようなもので、青中、芝浜小で設置されているもの、また令和6年度以降新たに設置を進めているような、校庭全体を一定基準以上の照度で照らすものではなかったので、料金徴収の対象とはしていなかったというのが経緯になります。

○中村委員 その照明施設の内容というか、それがこの条例施行規則の中で対象になっていない照明施設だったという、そういうふうな理解でよろしいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 開放時にスポーツ活動を行う程の照度の照明ではなく、いわゆる一般的な防犯灯の明かりで活動していたというものですので、条例施行規則でいわゆる照明機器として料金を設定して位置づけていたものではなかったということになります。

○中村委員 要するにスポーツのために使っていなかったというふうに理解すればいいですか。ほかのところの照明施設は。

○生涯学習スポーツ振興課長 説明が分かりにくくて申し訳ございません。いわゆるスポーツ利用するための照明ではなかったというものです。

○中村委員 だから、結局、ちょっとすいません、この条例の施行規則を私が見ていないので何とも言えませんけれども、要するに条例の、使う方、校庭を使う方々の、照明施設を使ってスポーツをやる方々の、その徴収の対象となる照明施設には該当しないから、ほかのところは徴収していなかったということで、理解でよろしいですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 2点お伺いしたいです。体育館に関しては今後徴収する方向性があるのかということをお聞きしたいことと、やはり保護者の方からかなり多く「夜の練習が暗くて危ない」という声を聞いていたので、この照明の設置というのは非常にありがたいお話なのですが、9年度、10年度とそれ以降というふうに流れがあるかと思うのですけれども、何か設置などに時間がかかる背景というのを教えていただければ、皆様にお伝えする際に分かりやすく伝えられるかなと思ったので、ちょっとここを、9年度、10年度というふうになっている理由を教えていただければと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、体育館につきましてはほかの、例えば区民センターの会議室などと同様に、室内の場合は照明をつけるということが利用の当然の条件になりますので、特に体育館等、室内の開放に関して、今後電気料金を徴収するといったようなことは考えておりません。あくまで夜間、暗い中で活動する場合に必要な照明の使用料ということで、校庭の使用料を徴収していくというものです。

2点目ですけれども、今年度お台場学園に設置をいたしまして、令和8年度は特に予定がありませんけれども、来年度につきましては、令和9年度の設置校の設計業務を行いまして、設置自体はやはり夏休みのある程度まとまった期間での工事になりますので、そうしたスケジュールを組んで9年度、10年度というふうに予定しているものです。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第57号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第57号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区立東町小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長について（案）

○教育長 次に、審議事項第2、議案第58号「港区立東町小学校仮設校舎の賃貸借契約の延長について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、本日付議案資料No. 2を御覧ください。本日の審議内容ですが、令和8年8月に賃借期間が終了する港区立東町小学校内の仮設校舎につきまして、必要な教室の確保、学校機能の維持を図るため、学校改築を開始する令和12年6月30日まで賃貸借契約を延長するというものです。

項番1 「東町小学校内の仮設校舎の概要」です。位置、校舎規模、施設概要は記載のとおりとなります。

項番2 「東町小学校の施設整備に関する今後の方向性について」です。建物の老朽化や学校施設として求められる機能・性能の向上を図ることなどから、令和6年度第4回公共施設等整備検討委員会におきまして、改築する方針を決定し、令和12年度に工事着手を予定しています。

項番3 「仮設校舎設置の背景と継続の必要性」です。平成26年度当時、港区人口推計を基に、教育委員会では、将来的な児童数の増加に対応することで、東町小学校等で普通教室が不足することが分かりました。東町小学校では令和7年度までに、対平成27年度比で4教室分の普通教室が不足する推計であったことから、校庭内に仮設校舎を建設いたしました。

その後児童数の増加とともに、法改正により令和3年度から5年かけて、段階的に移行した35人学級への対応を行うなど、これまでに国際教室等を縮減することで、さらに3教室分の普通教室を確保してきました。

ここで4ページの別紙「東町小学校の児童数等推計」を御覧ください。一番上の行が「年度」、下の行が「児童数（人）」、「教室・対応数」となっております。令和7年度の「35人学級による教室数」「学校要望対応教室数」を御覧ください。現在、普通教室16教室と特別教室16教室、合わせて32教室で学校運営を行っております。

続いて、令和7年度の「本校舎教室数」「仮設校舎教室数」を御覧ください。現在本校舎におきまして、普通教室13教室、特別教室15教室、合計28教室。仮設校舎におきまして、普通教室3教室、特別教室1教室、合計4教室。本校舎、仮設校舎を合わせまして合計32教室となっておりまして、先程説明しました「35人学級による教室数」「学校要望対応教室数」の合計と同数となります。

続いて、各年度の児童数を御覧ください。直近の推計では、一時的に児童数が減少傾向となっております。また、各年度の普通教室、35人学級による教室数を御覧ください。児童数の減少とともに、普通教室が現在の16教室から、令和11年度には13教室へと、最大で3教室減る見込みです。しかしながら、学校からは、国際教室の現状復帰など、要望を継続的に受けておりますので、普通教室の減少に合わせて、特別教室として利用いたします。その教室数につきましては、各年度の特別教室、学校要望対応数に記載しております。

各年度の仮設校舎教室数を御覧ください。学校要望でもある学習環境等の充実のためには、今後も仮設校舎教室数は各年度4教室を利用する見込みですので、引き続き仮設校舎が必要な状況となっております。なお、児童数が推計よりも多く普通教室が必要な場合には、普通教室を最優先として確保いたします。

3ページ目にお戻りいただき、項番4 「賃貸借契約期間の延長について」を御覧ください。仮設校舎の賃貸借契約の期間については、平成27年4月24日から令和8年8月31日までのところ、本校舎が学校改築を開始する令和12年6月30日まで延長いたします。なお、本延長に伴う予算につきまして、債務負担行為の設定を行います。

(1) の表を御覧ください。左側が「現行契約」、右側が「契約変更」となります。履行期限は先程説明したとおりとなります。解体工事期間につきましては、当初2か月のところ、学校改築を受注する業者との工事調整等の期間を加えまして、3か月としております。

契約金額につきましては1億9, 610万7, 000円のところ、1, 698万9, 620円を増額し、2億1, 309万6, 620円に変更となります。設置費用、賃借費用①については記載のとおりとなります。賃借費用②については賃貸借期間45か月分、税率の変更、公租公課料を含めまして、822万9, 620円となります。解体費用につきましては、人件費等上昇、税率の変更によって、2, 052万円から2, 928万円に変更となります。

(2) 「債務負担行為の設定」です。賃借料、解体費等の限度額として3, 785万円、期間は令和8年度から令和12年度となります。

項番5「今後のスケジュール」です。本定例会でご決定いただいた後、10月下旬に区民文教常任委員会にて報告、その後第4回定例会で債務負担行為額の変更をご決定いただき、令和8年1月下旬に契約の変更手続を行います。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第58号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第58号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 協議事項

1 学校屋内プール開放事業の拡大について

○教育長 次に、日程の第3「協議事項」に入ります。「学校屋内プール開放事業の拡大について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付協議資料No. 1を御覧ください。本件は、学校屋内プール開放の利用対象者に区外者を追加することについて、また利用団体がコース単位での貸切り利用ができるようにすることについて、協議をするものでございます。

まずは、項番の1「現状と課題」についてご説明いたします。学校屋内プール開放では、令和7年4月から利用対象者に区内在学者を追加しまして、現在は在住・在勤・在学者及び学校施設開放事業に登録した団体が利用可能ですが、以前から「区民と区外者の知人とで一緒にできるようにしてほしい」といった要望が寄せられていたことに加えまして、区外者も利用可能なスポーツセンターープールが令和8年1月から改修工事のため利用休止になりますので、その際は、区外者の学校

プールの需要も出てくるものと見込まれまして、区外者の受入れが可能となるよう環境整備が必要と考えております。

また、団体利用につきましては、現在、1回2時間の開放枠において、プール全面の貸切り利用、使用料は1万8,700円としておりますけれども、この全面の貸切りのみ可能としておりますが、利用団体から「全面を使わなければならない程の人数ではない」ということで、「少ないコース数で安価に利用したい」、あるいは「1回の開放枠を複数団体で分けて利用したい」といったような声も寄せられておりまして、団体利用における利便性の向上というのも必要と考えております。

項番の2「区外者の利用について」です。学校屋内プールの利用者数は、スポーツセンタープールの利用休止の影響もありまして、前年度と比較して増加してはおりますが、まだ余裕がある状況です。今後の区外者の需要見込み等も踏まえまして、学校屋内プールをより多くの人に利用いただけるよう、令和8年度から利用対象者に新たに区外者を追加いたします。

次のページを御覧いただきまして、利用方法は在住・在勤・在学者と同様に、利用者登録を行っていただきます。使用料ですけれども、スポーツセンターの区外者の利用料金と合わせまして、大人800円、高校生までは100円、未就学児は無料といたします。

項番3「コース貸しの実施について」です。学校プールの利用団体には、冒頭にも申し上げたとおり、必ずしも全面貸切りでなくてもよい団体というのもあります。全面ではなくて必要最小限のコース数の利用によって空いたコースを、例えば利用規模・日時が重複した他の団体が使用したり、個人向けに開放したりすることが可能となります。団体のニーズに応じて柔軟に利用できるようにすることで、個人・団体いずれに対しても利便性の向上を図るため、現在のプール全面の貸切り利用に加えまして、コース単位での貸切り利用もできることといたします。

貸切りが可能なコース数ですけれども、コース単位での貸切りを行う場合、複数の団体が同じ日時に利用することができる、また個人利用のコースも確保するために、1団体が貸切り可能なコースの上限を表のとおりといたします。

続きまして、使用料ですけれども、各学校一律で1回2時間の開放枠で1コース当たり3,300円といたします。算出式は次のページにありますけれども、資料記載のとおり、全面使用の料金1万8,700円を、令和8年度のプール開放実施校全9校の平均コース数で割った数値としております。

項番4「根拠規程」は、港区立学校施設等使用条例でして、「適用日」ですけれども、令和8年4月1日を予定しております。

最後に、項番の6「今後のスケジュール」です。今後、庁内の規程の会議体や庁議での審議を経て、11月に条例改正することについて、また教育委員会でご審議、ご決定いただきたいと考えております。その上で、第4回定例会に条例改正案を提出いたします。その後、令和8年2月に、学校屋内プールの使用に関する規則の改正について、教育委員会でご審議、ご決定いただきましたら、4月から区外者の利用と団体のコース貸しを開始いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 コース貸しを、全面だけではなくてコースごとに貸す形にするというのは、確かに使う側からすると便利だとは思うのですけれども、ただ、どうなのでしょう。管理する側から見て、今まで全部のコースを貸していたところに、各コースに違う団体の人たちがいっぱい入ってくる訳なので、管理する側からすると今まで以上に、例えばプールの監視とか、そういう観点からするとちょっと大丈夫かなと。要するに管理する側に、今まで以上の負担がかかるのではないかなどという気がするのですけれども、そこら辺は大丈夫ですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。学校屋内プール開放は、各学校でプール開放の管理・運営を委託しておりますけれども、委託事業者の方で、今、中村委員がおっしゃったとおり、団体とそれ以外の個人の方が同時に使うことによる、また団体だけが使うときと比べて別の管理も出てくるということは想定できますけれども、現時点で著しく業務に支障が出るような大変さが生じるというところまでは想定しておりませんで、十分対応可能というふうに考えております。

○中村委員 そういうの、利用者が便利になるのはいいのだけれども、管理する側が今までどおりの管理方法をしていた場合に、何か事故が起きる可能性というのは出てくると思うので、その部分だけは注意してもらいたいなと思ったのでお話ししました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 今回、対象が区民、在住者・在勤者・在学者ではない人たちにも広げるということですけれども、これが運用の範囲でうまく収まっていれば、つまり在住・在勤・在学者にとってそれ程混み合わない、ある種の快適に使用できる範囲に収まればいいですけれども。これが例えば港区のプールは結構使い勝手がいいし、安い料金で、交通の便もいいから、あそこでとだんだん口コミなり広がったりして増えたときに、コントロールできなくなったりということはないものでしょうか。つまり、やはりそういう先を見込んでうまく運用できるかということだけは考えておく必要があると思いますけれども、その点はいかがですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、想定を超えて大幅に利用者が増えてしまった場合の対応というのは必要になってはきますが、現時点では区外者を追加したことによる年間の利用者人数というのは、それ程大きな影響はないというふうに考えておりまして。というのも、今年の4月から在学者を利用対象に新たに追加しましたけれども、在学者の対象追加によって、今年の4月から8月、5か月の在学の利用者というのが30人程ということで、それ程多く増えておりませんので、それも踏まえて区外者に広げても、当面学校のプールがいっぱいになって、もともとの区民の方たちが使いづらいといったような状況になるようなことは、想定はしていないというところです。

○教育長 山内委員、よろしいでしょうか。

○山内委員 分かりました。今言ってくださったように、在住者・在勤者・在学者、そういう使用的な状況などを丁寧に見た上で予測して決めているということであれば、いいと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 利用者の幅を広げるという点では非常にうまく運用できるのではないかとは思うのですけれども、利用者の登録を事前に行うということで、どの程度の情報を収集されるのかというのをお聞きしたいです。やはり学校施設なので、盗撮ですとか着替える場所の盗撮、防犯の部分が保護者としては心配になってくることなので、その辺の管理も含めて、利用者さんの登録内容はどういったものを登録していくのかというのを教えていただければと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 登録を希望される方のお名前、ご住所と、電話番号が必須ということをさせていただいております。委員がおっしゃったとおり、あってはならないですけれども何か起こった場合に、必ず本人と連絡が取れるように一定の連絡先は必ず聴取して、その上で利用者登録証を作っているという流れで行っています。

○鈴木委員 それは、例えば免許証ですか住民票ですか、そういった公的な書類を基に、電話番号、住所というのは確認されますでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 公的な本人確認書類を見せていただいて、お申し出の住所なり、お名前、住所などが正しいかというのは確認しております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。今回の協議をもちまして、行政経営推進委員会に諮らせていただきます。

日程第4 報告事項

5 区立幼稚園の魅力向上に向けたアンケート調査の結果について

○教育長 次に、日程の第4「報告事項」に入ります。日程を変更して、報告事項第5より説明を行います。報告事項第5「区立幼稚園の魅力向上に向けたアンケート調査の結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「区立幼稚園の魅力向上に向けたアンケート調査の結果について」資料N o. 5によりご説明をさせていただきます。本件は、本委員会で5月に実施予定の報告、7月には速報のみ情報提供させていただいているのですが、本日改めてご報告をさせていただくものでございます。

項目1「調査概要」です。保護者の施設選択の理由や幼稚園への要望を把握し、園児数の減少が課題となっている区立幼稚園の魅力向上に向けて、施策検討の資料とする目的として実施しているものでございます。

対象者は、区内0～2歳児保護者1,500人と、3～5歳児保護者1,500人に無作為抽出で行っておりまして、回収率は3割強となっております。調査方法等は記載のとおりでございます。

項番2 「調査結果」です。概要及び報告書本体は別添のとおりですが、ここでは回答結果で特徴的なところを、概要版にも触れながら説明をさせていただきます。

まず、「預かり保育時間の拡大」についてです。概要版では、2ページ目左下の棒グラフで示されておるところです。幼稚園への入園を検討中の方や、現に通っている方、双方で拡大を望む方が約4割いらっしゃいました。また、同じ表で示されているところですが、「給食の実施」を望む方は未就園の方で6割強、就園中の方でも4割強いらっしゃいました。

次に、幼稚園を検討の対象にするための条件、いわば幼稚園に目を向けてもらえるための取組を、幼稚園入園を検討していない方や幼稚園に通っていない方に問うております。回答としましては、概要版では2ページ目右側に記載されているところですが、「預かりの時間の長さ」が8割前後と最も多く、次いで「長期休業中の預かり」「給食の実施」「3歳より前からの預かりの実施」が多いという結果となっております。特に、「預かり時間の長さ」を選択した方が希望する登園時間は、概要版では3ページ目左側のグラフに記載されているところですが、朝ですと8時、降園時間は18時がボリュームゾーンとなっていました。

また、自由意見においては、こちらは本編に詳細な記載がございますが、主な意見としましては、「幼稚園を選択したかったが、就労していて保育時間が合わず諦めた」という趣旨の声が多くありました。

最後に、項番3 「調査結果を踏まえた今後の方向性」です。共働き世帯が全体の7割以上、多数を占めており、区立幼稚園の教育時間等は個々の家庭の状況に合わなくなってきた実態が読み取れます。一方で、平日の教育時間や長期休業中の預かり等の条件が整えば幼稚園も検討するという家庭は多く、自由意見においても「可能であれば幼稚園を選択したかった」という声が多くあります。したがいまして、こうした状況を踏まえ、区としては区立幼稚園の恵まれた施設環境や教育内容をより多くの方に利用していただけるよう、預かり保育や長期休業中の預かりの拡大等を検討していく必要があると考えているところでございます。

雑駁ですが、ご報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 今のご説明、ありがとうございました。アンケートの結果を鑑みても、非常に保育時間の拡大があればいいということなのですけれども、主な原因というのは、女性の社会進出が増えたからというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○学務課長 調査結果の中でもございますけれども、やはり母親のフルタイムでの就業時間の割合が非常に多くなってございます。ですので、平たく言うと社会進出ということになりますが、女性の自己実現の機会が増えてきている社会情勢だという捉えができると思います。

○田谷委員 検討会の中でも、同様の事業拡大の必要性についての意見が出されておりました。公立の幼稚園であるため、私も区民ニーズには一定程度応えていく必要があると考えておりますが、事務局の見解はいかがでしょう。

○学務課長 ありがとうございます。検討会の報告はまたこの次、ご報告はさせていただきたいと思っておりますが、やはり委員ご指摘のとおり、検討会の中でも同様の事業拡大の必要性についての意見は出ているところでございます。事務局としましても、就労環境によらずに、より多くの方に、恵まれた施設環境や充実した幼児教育の提供体制を備えた区立幼稚園を利用していただけるように、時代、時勢に合わせて時間の拡大等は必要だと考えているところでございます。必要なときに預かり保育を利用できる環境を整えることは、就労家庭だけではなく多くの家庭での子育てと家庭養育の支援をしていくことにつながるものと考えてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 今ご説明ありがとうございましたが、預かり保育の拡大について、必要なのは幼稚園の現場。幼稚園の現場の意見はどうなのでしょうか。

○学務課長 現場、園長とも相談をしておりまして、園長会の方から、逆に、時間等を拡大するようという要望などもいただいているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 最後になりますけれども、ほかの自治体で、幼稚園の長い時間の預かり保育を実施している事例というのはあるのでしょうか。参考までに教えてください。

○学務課長 複数の区で、18時以降までの預かり保育を実施している例は確認してございます。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

1 港区幼稚園教育振興検討会の報告について

○教育長 それでは次に、日程を戻して、報告事項第1から順に説明を行います。報告事項第1「港区幼稚園教育振興検討会の報告について」説明をお願いいたします。

○教育推進部長 本日付資料No.1を御覧ください。「港区幼稚園教育振興検討会の報告について」でございます。こちらの検討会につきましては、本年の第1回教育委員会定例会でご報告をさせていただき、その後、全5回の検討会議が終了いたしましたので、ご報告をさせていただくものです。

まず、項目1「検討の目的」でございますが、区内幼稚園の魅力向上や幼稚園教育振興のための効果的かつ具体的な取組の検討を行うことを目的として実施をしました。

項目2「検討体制等」になります。委員構成につきましては、学識経験者2名以下、公募区民まで幅広い方々の12名の構成になっております。22分の6ページに委員の名簿がございますので、後程ご確認いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(2) の検討スケジュールと議題ですが、この第1回検討会を皮切りに、9月までに5回の検討会議を実施いたしました。港区の幼稚園の現状や、幼児教育に関する基本的な考え方を共有し、国

の有識者検討会において掲げられた現代的諸課題に応じて検討すべき事項を踏まえながら、委員の皆さんのが課題と認識をされている事項について重点的に議論をしてまいりました。

また、第4回定例検討会では、先程ご説明した保護者向けアンケートの結果を共有し、委員の理解や議論が深まるように取組をいたしました。最終的に委員の皆様から頂きました意見は、港区幼稚園教育振興検討会報告書にまとめられております。

項番3ですが、検討会において出された主な意見は、記載の（1）から（6）に大別されております。1点目は、幼稚園の魅力やあるべき方向性について。2点目は、地域における幼児教育施設の役割について。3点目は、教育課程外の教育活動、いわゆる預かり保育についてでございます。4点目は、教員の確保について。5点目は、幼稚園の魅力のPR、情報発信について。6点目は、幼児を取り巻く環境等についてです。

意見の詳細につきましては、資料1－2の報告書に記載をしておりますが、個々の意見を両論併記という形で記載をしております。この内容につきましては、学務課長の方からご説明をいたします。

○学務課長 それでは、私からは、検討会で出された主な意見の具体的な内容について、主だったところを補足説明させていただきます。恐れ入りますが、本編資料No. 1－2を御覧いただけますでしょうか。意見等をまとめた箇所は報告書の資料4ページからとなっておりますので、ご確認ください。

まず、構成についてですが、（1）の「総論」を例に説明をさせていただきます。リード文では、各委員の発言を基に、教育内容の充実や幼児教育の重要性の発信等を総括しております。その上で点線、四角囲みで「具体的な取組の提案」として主なもの、ここでは出産予定期などより早い時期からの周知提案や、弁当無償化といった負担軽減の提案を例として示しております。また、「個別意見」として、具体的に各委員からの発言を、ここでは、ア「幼稚園の魅力」や、イ「幼稚園及び幼児教育のあるべき方向性」というカテゴリーでまとめております。

本日は、特に（3）「教育課程外の教育活動」、いわゆる預かり保育については、委員間で特に意見が分かれましたので、補足説明をさせていただきます。資料は8ページとなりますので御覧ください。

報告書では、リード文にありますとおり、いわゆる預かり保育については、教育課程外の時間帯においても、幼稚園の良質な環境の中で、遊びや様々な体験機会を提供できるという意義があること。また、共働き家庭が増える中で、幼稚園の恵まれた環境をより多くの方に提供できるよう質を確保した上で、時間帯の拡大を求める声があること。一方で、子どもの利益の観点からは、拡大に反対する意見や、時間の限度を設けるべきという意見もあったことを賛否両論としてまとめた形となっております。

個別の意見としては、「事業の意義や必要性」の項目では、「預かり保育は、異年齢の子どもの関わりや、教育課程における教育時間とは違い、自分の好きなことにじっくり取り組める良さがある」という意見や、イの「事業拡大」の項目では、「共働き家庭が増える中で」、預かり時間の短さ

がハードルになっている。「時代のニーズに合わせていくのも必要な変化だ」という意見や、平日の預かり保育を「8時から18時まで」とし、長期休業中の預かり保育も拡大し、環境を整えると良い」といった意見などが出ています。

一方で、エの「課題や留意事項等」の箇所に記載されておりますが、「預かり保育の拡大には反対。幼稚園らしく子どもの育ちを保障し、それを徹底的に追求していくのが任務である」とする意見もございました。

また、これ以外の主な意見についても紹介をさせていただきます。6ページを御覧ください。

(2)「地域における幼児教育施設の役割」ですが、未就園児の親子登園や、保護者同士の交流の場の提供など、幼稚園が地域に開かれ、気軽に相談でき、人と人とがつながる場となることが求められていること。対応するためには、職員体制が課題となることが総括されております。また、11ページ(4)「教員の確保」では、教員配置の充実や若手教員の育成が課題であることが言及されています。また、13ページ(5)「幼稚園の魅力のPR、情報発信」では、在園児保護者からは高い評価がされているものの、その魅力を早い段階から発信するべきといったまとめや、14ページ(6)「その他」では、幼児を取り巻く環境として、インターナショナルスクールへ通う幼児の増加の影響や、園庭のない保育園の状況改善、近年の暑さ対策等が総括してまとめられております。

最後に、16ページがまとめとなります。それぞれの立場から様々な意見が示されながら、本検討会の意見を踏まえ、子どもの最善の利益を考えながら港区の幼稚園教育がさらに充実し、多くの方に利用していただける施設となることの期待を持って、今回の検討会報告を総括しております。区としましては、今回の報告書を踏まえ、区民の信託の下で公の施策を実施する自治体立の幼稚園所管として、良質の幼児教育の提供と最善の環境の整備に向けて具体的な施策を構築し、実施してまいります。

雑駁ですが、ご報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 ありがとうございました。この報告書、興味深く読みました。読みましたというのは、各論、それぞれの意見がきちんと書かれているというところに意味があって、やはり幼児教育については立場によってそれぞれの経験によって多様な意見がある。そういうものを基にしながら、港区の、特に公立の幼稚園としての在り方を模索していくべきよいということだと思いますので、色々な見解が書かれているというところにこの報告書の意味があるというふうに思いながら読みました。

もう一つは、先程のアンケート調査、それからこの報告書。やはりあわせて見ると、預かり保育でどう教育課程外の時間というものを取り込んでいくかということは、やはり喫緊の課題であるということもよく分かります。

もちろん幼児教育としては、その限られた時間だけですべきだという考え方もあるっていい訳ですが、そういう考えはそういう考えの幼稚園が民間であればいい訳で、公立は公立として、やはり

今、経済的な意味でも共働きを選択する、あるいは選択せざるを得ない、あるいは色々な生きがいの面でも共働きを選択しているという家庭が多い訳ですから。しかも、経済的にもそれが必要だという家庭もある訳で、そういうところに向けて、公的なサービスとして在り方を今後考えていくということが必要だということを、改めて読みながら考えた次第であります。以上です。

○教育長 山内委員、ありがとうございました。ほかは、いかがでしょうか。

○学務課長 ありがとうございます。おっしゃられるとおり、共働き世帯が多いという情勢を踏まえながら、やはり区民のニーズにしっかりと応えていくのが公の責任であると考えているところでございます。また、子どもの教育の質の確保が大前提でございますので、そこはきっちとした体制の確保をしつつ、あとはそもそも家庭での養育に困難を抱えているような事態も、やはり共働き世帯にはあろうかと思いますので、そこをきちんとこの預かり時間の教育を充実させることで、家庭養育の支援も適切に行っていきたいと考えているところでございます。ありがとうございました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

2 学校施設開放事業の一部運用見直しについて

○教育長 次に、報告事項の第2「学校施設開放事業の一部運用見直しについて」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、報告資料No. 2を御覧ください。本件は、学校施設開放事業における一般団体の登録要件の見直しを行うことについて、ご報告するものでございます。

まずは、項目の1「現状と課題」についてです。学校施設開放事業では、主に区民で構成する届け出団体と、区外者で構成する一般団体の二つの区分で団体登録を受け付けております。令和5年度に学校施設開放に施設予約システムを導入して以降、団体の登録数が著しく増加しております。特に一般団体は、令和6年度の新規登録は135団体、前年度比で約2.4倍と急増しております。学校によっては、団体の活動場所の確保が難しい状況が生じているというところもございます。現在一般団体の登録には住所要件を設けておらず、2名以上であれば誰でも登録が可能というふうになっておりますが、今後も登録数が増え、またそれによって団体がさらに場所の確保が難しくなるということが想定されますので、新規の登録を抑制するための登録要件の見直しが必要と考えております。

項目の2「登録要件の見直し」についてです。一般団体の登録要件を、次のページにもわたくっておりますけれども、表に記載のとおり見直したいと考えております。人数の要件といしましては、現行で2名以上としているところを10名以上に、また代表者要件、構成員要件、運営要件いずれも設けていなかったところ、代表者は区内在住であること、構成員の半数以上が在住・在勤・在学のいずれかであること、全員が3歳以上であること、団体として規約を有することを要件いたします。

なお、今年度は、3年ごとの、団体登録の更新を行う年に当たっており、12月に全団体に対し、登録更新の案内を送付する予定でありますので、このことについて改めて漏れなく周知することが可能です。

項番の3「周知方法」についてです。先程申し上げた登録更新の案内とあわせて、登録要件を変更する旨を通知いたします。また、ホームページ、施設予約システムでも掲載をして団体に周知を図ってまいります。

項番の4「今後のスケジュール」です。区民文教常任委員会で報告後、学校施設等運営要綱の改正を行いまして、周知、登録更新の案内とあわせて通知を行ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 港区立郷土歴史館展示室等の休室について

○教育長 それでは次に、報告事項の第3「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立郷土歴史館展示室等の休室について」ご説明いたします。本日付報告資料No. 3を御覧ください。

「報告内容」です。港区立郷土歴史館展示室等の展示資料の状況確認等を実施するため、常設展示質等を休室します。

項番1「休室期間」です。令和7年12月15日から28日までの14日間です。なお、18日は、毎月第3木曜日の休館日に当たります。

項番2「休室場所」です。常設展示室、特別展示室、ガイダンスルーム、コミュニケーションルームです。それ以外の場所は、通常どおり見学は可能です。

項番3「理由」です。デジタル機器等の点検・調整、展示品の劣化防止のための確認・調整、展示室の調湿剤の交換及び展示資料の状況確認等を実施するためです。

項番4「告示日」です。9月下旬を予定しております。

項番5「周知方法」です。(1)のホームページから(7)まで、10月から適宜、記載のとおり行う予定です。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4 令和7年度春の通学路点検の実施結果について

○教育長 それでは次に、報告事項の第4「令和7年度春の通学路点検の実施結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、報告資料No. 4を用いまして、ご報告させていただきます。「令和7年度春の通学路点検の実施結果について」でございます。

項番1 「概要」です。交通安全運動に伴う通学路点検は、通学路の現状を把握し、危険箇所等の改善を図ることを目的として行っておりまして、今回も春の実施分として、各学校主体で実施しております。

項番2 「通学路点検実績一覧」です。4月30日の芝小学校、南山小学校から始まりまして、6月26日の赤羽小まで、表の右側記載の各地区総合支所、管轄警察署と共に点検を実施しております。特徴的なところとしては、表下段にありますとおり、前回と比べまして参加人数、指摘箇所数ともに増加となっております。要因としては、安全対策に対する地域の関心が高まっていることに加えまして、参加者の増加に伴い、指摘箇所数も比例して増えたものと考えられます。

次ページを御覧ください。項番3 「主な指摘箇所への対応状況」でございます。主な指摘箇所数は141件ございまして、本日の報告までに全ての案件について対応依頼は済んでおります。ただし、未印に記載しておりますとおり、相手方に対応依頼を求めるものの、先方において対応ができないとされたものや、対応時期が未定のもの等も含まれます。その場合には、児童への安全指導等により、安全確保を図っているところでございます。

項番4では、「今回の点検で報告された主な指摘内容及びその対応について」、13項目に分けまして、詳細を学校別に記載しております。なお、これらの結果は結果報告書として、各学校において教員間で共有するとともに、点検マップや写真等で危険箇所を見える化して、児童・保護者にも分かりやすく周知してもらうよう依頼をしているところでございます。

簡単ではございますが、ご報告は以上となります。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

6 (仮称) 港区立学校施設整備方針の検討について

○教育長 それでは次に、報告事項の第6 「(仮称) 港区立学校施設整備方針の検討について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、本日付報告資料No. 6 「(仮称) 港区立学校施設整備方針の検討について」を御覧ください。

「報告内容」として、教育委員会事務局が、本年8月に、港区人口将来予測による児童数の超過への対応や、築40年を超える学校の改築計画など、学校施設の整備に関するプロジェクトチームを立ち上げました。プロジェクトチームでは、学校施設の地域開放など、地域の核となる機能の充実について幅広く検討いたします。検討結果を踏まえ、次年度に「(仮称) 港区立学校施設整備方針」の策定に向けて検討を進めていくものです。

項番1 「経緯」です。港区人口将来予測では、令和32年には港区の将来人口が約37万2,000人となり、未就学児、小学生、中学生においても増加する見込みであることが示されました。一方で、令和32年には区立小学校19校のうち約40%が築60年を超えることなどから、推計

を基に区内の住宅開発等を注視しながら普通教室等を確保するとともに、計画的な改築等の検討が必要となりました。

区では、子どもたちの学習環境の充実のため、特別支援学級の設置など、多方面から取り組んでおりますが、L G B T Qに配慮した学校施設など、機能等の検討が必要な状況となっております。また、教職員からは、職場環境改善、議会からは普通教室の地域開放など、要望を継続的に受けております。これらを検討していくため、本年8月に教育委員会事務局でプロジェクトチームを立ち上げ、幅広く検討を進めていくこととなりました。

これから時代の子どもたちの学びを実現し、地域に開かれた学校施設の基本的な方向性を示す整備方針として、次年度に「(仮称) 港区立学校施設の整備方針」の策定に向けて検討を進めています。

項番2 「検討項目 (案)」です。検討項目として、記載しているような内容を検討いたします。例えば個別最適な学びに対応できる学習環境、特別支援学級や特別支援教室の在り方や放課G O→クラブの居場所など、幅広く検討いたします。

項番3 「今後のスケジュール」です。令和8年3月に本定例会で進捗状況を報告しまして、令和8年10月に中間報告、令和9年1月に最終報告を行い、令和9年3月に整備方針(素案)を策定する予定です。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 この検討は、非常に大切だと思いますので、ぜひ活発にやるのを検討していただければと思います。単に築40年を超える校舎が増える中での建て直しということだけでなく、やはり魅力的な教育をつくるためにどんな空間をつくっていったらいいかということを、みんなでアイデアを出して考えて、理想のものを一回持つておくということが大切になると思います。

ぜひ、そういう意味では、積極的に他の自治体、あるいは私立の小中学校なども見学しながら、「こういう魅力的な施設が必要だ」ということを積極的に議論できればいいと思いますし、こういう委員会の場でもそれができるといいのではないかと思います。

一つだけ例を挙げると、やはり港区の小・中学校、特に最近の学校は、新しく建てられた学校は、校舎、箱としては充実していますけれども、例えば図書室の機能ですとかそういうところで見ると、やはりもっと魅力的にできるというふうに思うのです。そういうところをもっと考えていくということが必要ではないかというのが一つです。

あとは人口推計はずっと見誤りながらというか、なかなか予測の範囲を超えた動きをしていますから、今後もそういう様々な変動に対応しながら、でも魅力的な学校教育を実現できるような、基盤を持ちながら可変性のある校舎をどうつくっていくかということ、それも大きな課題だというふうに思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。

○学校施設担当課長 山内委員、頂いたとおり、その辺を踏まえまして検討を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

7 教育管理職の人事について（非公開）

○教育長 それでは次に、報告事項の第7「教育管理職の人事について」。こちらは非公開になります。説明をお願いします。

これより非公開の報告に入ります。

（非公開報告）

8 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について

○教育長 それでは次に、報告事項の第8「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 私の方からは、資料No. 8「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について」報告いたします。まず、1ページ目を御覧ください。「調査概要」です。令和7年4月17日、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒を対象に実施したものでございます。本年度は、国語、算数・数学、理科の学力調査及び学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施しております。

「調査結果」の概要でございます。小学校の結果です。小学校については、3教科共に全国及び東京都の平均正答率を上回っております。具体的には、国語は東京都を2ポイント、全国を5.2ポイント。算数は、東京都を6ポイント、全国を12ポイント上回っております。理科は、東京都を1ポイント、全国を3.9ポイント上回っております。続いて、中学校の結果です。国語は、東京都を3ポイント下回っており、全国を0.3ポイント下回っております。数学は、東京都を2ポイント上回っており、全国を2.7ポイント上回っております。理科については、集計方法が別になって単純な比較は難しいのですが、東京都を9ポイント、全国を6ポイント下回っている状況でございます。

続いて、2ページ目を御覧ください。各教科の詳細についてです。小学校国語では、全ての区分で東京都・全国を上回っております。特に「知識及び技能」「我が国の言語文化に関する事項」については大きく上回って、最も高い数字となっております。一方で、読むことの平均正答率は65.3%となり、東京都・全国は上回っておりますが、ここの中回り部分については指導の工夫が今後必要であると考えています。具体的には、国語の授業で児童が読む目的を明確にし、内容を整理しながら読み深める活動が考えられます。

続いて、3ページ目を御覧ください。小学校算数です。全ての区分において東京都・全国を上回っております。特にCの「変化と関係」の部分については、東京都・全国を大きく上回っております。そのほかで考えると、記述式の問題につきましては平均正答率が49%で、東京都・全国を上

回っておりますが、引き続き改善の必要があるというふうに考えております。具体的には、学習した用語を日常的に使って説明する活動や、根拠・理由を、言葉を用いて筋道立てて記述する活動などを考えております。

次に、小学校理科でございます。こちら、特に『エネルギー』を柱とする領域」については、東京都・全国を上回っております。一方で、『地球』を柱とする領域」については、全国は上回っておりますが、東京都より0.3ポイント下回っているため、この領域に関するところの授業については、しっかりと日常生活との関連性であったりとか、これから的生活の中で、例えば防災であったりとか実際の災害ニュースなど様々なニュースに結びつけて、児童の日常と関連づけて興味を引き出した深い理解を促す活動が必要であるというふうに考えております。

4ページを御覧ください。中学校の国語でございます。全ての区分において東京都を下回っておりますが、「読むこと」に関するところについては平均正答率を上回っている部分がございます。一方、Bの「書くこと」は、他の区分に比べ東京都の平均正答率との差が大きいものでございます。こちらの方の指導の工夫については、自分の考えを伝える文章、根拠を明確にする効果的な文章構成などをパターン化して学ぶなどの活動が必要であるというふうに考えております。

次に、中学校数学についてです。「図形」「関数」「データの活用」以外は全国を上回っております。区分Dの「データの活用」につきましては、東京都の平均正答率、全国の平均正答率を下回っているところから、工夫が必要であると考えております。生徒がデータを収集して分析する、または分析の把握の傾向を読み取る、批判的に考察して判断できるように指導するなど、具体的な対応が必要であり、そういう形での指導が必要であると考えております。また、例示ですが、クラスの人気の給食のメニューの調査など、生徒の身近なものを課題とすることで、データ収集から考察し、判断するまで意欲的に取り組むことができるものと考えております。このような活動を進めていきたいと考えております。

5ページを御覧ください。理科についてでございます。理科は、22問のうち以下の5問について、東京都・全国よりもポイントが上回っております。また、平均正答率が東京都・全国を下回った問題は以下の四つでございます。『生命』を柱とする領域」については比較的の理解ができると考えられますが、特に『粒子』を柱とする領域」において課題があるものと考えられます。目に見えない粒子を、どのような形で具体化させ、生徒の理解を促していくのか。この部分が指導の工夫の部分であるというふうに考えているところでございます。

続いて、6、7、8ページの部分については質問紙調査の内容でございます。国語の質問については、国語の勉強が好きであると答えた児童は、どちらも全国・東京都を上回っているところでございます。また、算数の質問についても、どちらも東京都・全国を上回っているところでございます。また、算数や数学の授業がよく分かると答えた児童は86.2%、生徒は73%で、どちらも東京都と全国を上回っている状況でございます。

続いて、理科についての質問でございます。将来、理科や科学技術に関する職業に就きたいと思うと答えた児童は40.3%と、東京都と全国を上回っているところでございます。理科の勉強が

好きと答えた生徒は 64.1 %で、東京都と全国を上回っている状況でございます。今後も興味関心を持つような授業を工夫していくこと、または関係機関、みなと科学館であったり、あとは企業などと連携した取組を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

9、10 ページにつきましては、特徴的な項目を取り上げるものでございます。また、後で見ていただければと存じます。

11 ページ、12 ページにつきましては、特に数値が低かった質問でございます。授業、先生は授業やテキストで間違えたところや理解していないところについて分かるまで教えてくれると思う児童が 77.8 %、東京都・全国を下回っている状況でございます。このようなところについては、教師の支援というところがしっかりと必要であるというふうに考えているところでございます。

13 ページを御覧ください。こちらのところにつきましては、質問紙と平均正答率のクロス集計を一部抜粋したところでございます。新聞を読んでいると答えた児童・生徒は、全ての教科で正答率が高い傾向にあります。また、朝食を食べていると答えた児童・生徒は平均正答率が高い傾向が見られるところでございます。今後につきましては、全体を通して特に中学校の成績について、東京都や全国より比較して、同等であった、または低い状況にあり、強い課題というふうに考えております。各校において自校の課題を改めて明確にし、課題に対しての改善策を立案するように進めてまいります。また、各校の計画や実施状況を担当指導主事が聞き取り、確実に進められるように進めてまいります。

以上で、「令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果について」報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 毎年この報告をしていただいたときに申し上げてはいるのですが、また改めて申し上げたいと思います。全体的に概要で、各教科が東京都・全国と比べてどうかとか、あるいは平均の値で見てどうかという集計はもちろん大切なですけれども、これだけでは本当の意味での改善にはつながらないと思うのです。やはり大事なことは、結果のばらつきがどういう状況になっているのか。そのばらつきの中でも、例えば上のばらつき、上方については何が効いているのかとか、下の方は何が影響しているのか。

それは、やはりせっかく、色々な点数同士でも組み合わせて分析もできますけれども、それ以外のアンケート調査もある訳ですから、そういう中で結果のばらつきに何が影響しているのかというところを丁寧に分析することが何よりも大切なのだと思うのです。その中から、意味ある知見を見出して今後の教育に生かすということが大切で。それが本当に十分できているのだろうかというの、私の毎年の質問です。毎年申し上げて「やっています」と言われるのですけれども、「実はこういうことをやって、こういうことが分かった」とか、そういう報告は今まで一度も受けたことがないのです。ですから、ぜひ、そういうことをやっていただきたいというのが一つです。

例を挙げると、例えば今回の中で、例えば I C T の教育ということ。それがどうだという話をしているし、あるいは国の方の報告でも、それが点数とも関係しているとあるのですけれども、もし

かしたら逆にそこは、上の方には効いているけれども、逆にＩＣＴの教育に乗っていない生徒たちは下の方に影響しているのかもしれない訳ですし、もっと丁寧に見ることが必要だというふうに思います。

せっかく委員も4人いる訳ですから、これで終わりにしないで、実はこのデータというのはこういう質問紙でこういう変数、こういう項目を聞いているのですということを、ぜひみんなに公開していただいて、「では、こういう項目とこういう項目の関係も分析してほしい」とか、そういうことも委員からも、あるいはほかの教育関係者からも集めながら分析して、もう少し積極的に活用する工夫・努力をしていただけてはいかがかと思います。私からは以上です。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。まず、資料等については改めて先生方に情報提供させていただきたいというふうに考えております。これが1点目と、2点目です。また、年度末に向けて、一度学力の状況についてまたご報告をさせていただいて、今後、どういう取組をしていっているのかとか、どういう方向性だったのかということについてもご報告させていただきたいというふうに考えております。

分析の内容のことなのですけれども、各校の状況においては、特に小学校については二極化が激しい部分が出てきているというのが、今までと比べて見えてきています。やはりより高いところは高い数値を得ている学校があるので、一方、数値としてなかなか伸びがないというところもあります。あと生活指導上の状況、教育委員会として認識している生活指導上の状況と、数値がちょっと影響が相関されているなと思われる部分、具体的な数値としての対応としては難しいのですが、その部分が見られる傾向もあるというのが状況です。

全体のボトムアップ、特になかなか数値が伸びていない学校に対してのボトムアップというのがこれから必要であろうというのが、理解をしっかりと深めさせてボトムアップしていくことが必要だろうというのが、小学校での認識でございます。これは個別で、それこそ状況が個々の学校で違うので、しっかりと想えていきたいというふうに考えております。

中学校の方なのですが、中学校の方は、ちょっと下がっている、またなかなか数値として上がってきていない学校が多いところでございます。ここの部分は個別の学校の事情がそれぞれ状況が違うので、特に様子として見られるのが、学校の教員も子どもたちの認識としても「理解した」「できている」という認識があるのですけれども実際の点数には反映されていない部分があるというところは、少しこちらとしては気になっているところです。

ここは今後訪問していきながら進めていきますが、例えばしっかりと振り返り、特に数学などだと、学んだ内容を最後にしっかりと振り返って問題として解かせるであったりとか、どういうことが分かったのか、何を理解できたのかというところを授業の最後に振り返る、または次の授業の初めにしっかりと確認した上で取り組むなど、そういうところの授業の丁寧さというか、丁寧に進めていくところが改めて必要なではないかなというところが、今回の調査の中で、意識調査と含めて実際の動向を考えながら見えてきた部分になります。また、各校の状況は違いま

ですが、その部分も含めて、どう取り組んでいっているのかということについてはまたご報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山内委員 ありがとうございます。今のような解釈も必要なのですけれども、やはり解釈できるだけの材料をもっと積極的に多変量間の分析をするということが必要で、どういう分析をしているのかということももっと見せていただければ、「では、もう少しこういう切り口でさらにこういう分析をしたらいいのではないか」とか、色々なアイデアは出し合えると思うのです。単に「年度末に報告します」ではなくて、年度末に向けてどう検討していくかという、これをどう生かすかというところ、もっとその方法論をしっかり議論するということが必要ではないかというふうに思っていますし、それを毎年申し上げている訳です。いつでもお手伝いはしますので、遠慮なくお尋ねください。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。また、方法についてご説明させていただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

9 令和8年度の海外修学旅行について

○教育長 それでは次に、報告事項の第9「令和8年度の海外修学旅行について」説明をお願いいたします。

○先端教育担当課長 それでは、報告事項9、令和8年度の海外修学旅行の実施につきまして、資料No. 9を用いて説明の方をさせていただきます。まず、報告内容ですが、令和8年度の修学旅行につきましては、令和7年度の5月から7月までの前半校の実施校の成果と課題を踏まえ、海外修学旅行、旅行先についてはシンガポール共和国として実施させていただくというものでございます。

まず、項目1を御覧ください。こちら前回8月28日の教育委員会においても説明させていただきましたが、中学校海外修学旅行あり方検討委員会を開催させていただきました。その中では、教員のアンケート、保護者アンケート、そして生徒のアンケート結果につきまして、各委員から意見をもらったところでございます。

項目2を御覧ください。あり方検討委員会の中で、主な意見としましては、こちら項目2のとおりでございました。まず、全体的にはかなり肯定的な意見を盛り入れられて、だいぶ安定してきたねというところでございました。中身としましては、例えば1番「現地の学生との交流が良かったという意見が多くみられる」というところですとか、あとは「熱中症対策等を含めてすごい改善しているね」というものがございました。あとは実際に委員の校長先生の中からは、やはり非常時の連絡先としては、班長にiPadにインストールされているアプリで連絡できることから、写真撮影についてはiPadで撮影ということと、スマートフォンの携帯は不要ではないかというご意見

があつたりしました。スマートフォンの所持については、持参しない旨をきちんと保護者に伝えればいいのではないかということもございました。

あとは項番5番でございますが、「ほとんどの教員が3年間で海外修学旅行を経験することで未知の部分がなくなるのではないか」と、そういった観点からも、今2年目でだいぶ安定してきましたが、「3年が経過することで、令和8年が終わる頃にはしっかり定着した事業になるのではないか」ということがございました。最後、7番にございますが、「アンケートからも海外修学旅行が満足度が高くてよい事業だと感じる」ということでご意見がございました。

続いて、2ページ目の項番3を御覧ください。こちら令和8年度の海外修学旅行に向けた改善点ということで（1）（2）（3）と記載させていただいております。まず一つ目が、修学旅行前の事前学習の強化としまして、好事例、各学校で行っている事例の集約を行いまして、次年度に向けて各校に展開するということを考えてございます。

あと（2）でございますが、担当教員の検討委員会というものを事前に開催しまして、教員主体で選択できるプログラムについて検討していただくということも考えてございます。あわせて、ホテルでの生活面の指導についても改善というものを考えてございます。

最後（3）でございますが、プログラムにつきましては、生徒の英語でのコミュニケーション能力にも配慮して、訪問場所によっては英語での解説等、ある程度意訳した日本語に触れる機会を設けるほか、行先や内容につきましても一つ一つ見直して、教育的効果を高められるよう次年度に向けて検討を進めまいりたいと考えてございます。

続いて、項番4「令和8年度の実施概要について」でございます。令和7年度における生徒・保護者・教員アンケートで、シンガポール共和国での海外修学旅行に対して肯定的な意見が多く見られたこと、多様な文化を安全に体験でき、教育的効果も高いことを踏まえまして、令和8年度につきましてもシンガポール共和国を旅行先として、海外修学旅行を実施させていただきたいと考えてございます。

対象につきましては、これまでどおり区立中学校に在籍する第3学年の生徒で、旅行日数としましては5月下旬から9月末まで、3泊5日を考えてございます。

項番5「今後のスケジュールについて」でございます。本日、最後の港南中が、明日戻ってまいる。これで、今年度の修学旅行は終わるというところでございます。この後は10月下旬に、後半校のアンケート結果も集約しまして、第2回のあり方検討会を開催し、その内容につきましては改めて教育委員会にも報告させていただくということを考えてございます。

年明け、令和8年1月下旬から2月下旬にかけまして、教員主体の検討委員会を開催するというところで、そこでプログラム案等を検討するということを考えてございます。2月下旬の実地踏査に向けて、実施して、来年度、円滑に進められるように修学旅行の準備を進めていきたいということを考えてございます。

報告は以上でございます。

○教育長　ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今年の修学旅行で、色々な事情で行きたくても行けなかつた。行けなかつた子がいたのかいなかつたのか、いたとするとどういう事情だつたのか。それから、行かれなかつた子に対するフォローは何らかのことをやつているのか。そこら辺、教えてもらえますか。

○先端教育担当課長 各学校に欠席の理由を確認してございまして、基本的には体調不良であつたりですとか、あとは不登校、あと自己都合というものがございました。現段階としましては、行きたくても行かれなかつたお子さんはいないというところで、教育委員会としては回答の方をさせていただいております。

実際に参加できなかつた子に関しましても、各学校、指導主事経由で各学校の校長先生、副校長先生に伝えて、改めて実際に事後研修とかの中でも、その子が浮かないようにという形でフォローの方はしているというところでございます。以上です。

○中村委員 直前に病気になつてしまつたとかというのはもちろん個人的な事情ですし、そういう意味では致し方ないとは思うのですけれども、そういう方も、帰つてきて、行った子たちと一緒に、今課長からも出ていましたけれども、事後の勉強会とかそういうようなものにしっかり参加をさせて、できる限りのフォローはしてもらいたいなというふうに思いますので、その辺の配慮はよろしくお願ひします。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 現地の交流が、1年目の場合、多いチームと少ないチームと差があつたというお話をお聞きしたのと、要はシングリッシュ、なまりの部分で、学生によって違いがあるのではないかというご意見が保護者の方からも生徒の方からも結構聞かれていたのですけれども、その辺というのは何か改善というか、そういうものが見られたかどうか教えていただけますでしょうか。

○先端教育担当課長 昨年度、令和6年度のイングリッシュプログラムにおいては、特にインタビューの実施について結構抵抗感があるというのと、そこでなかなか英語を話す機会が設けられなかつたということがございましたので、今年度に関しましては、まず同行する大学生につきまして、全て事前に研修を行つておきました。あとマニュアルというものを配布して、各学生によって差が出ないようにということもしてございます。あと各学校の生徒に対しても、必ず最初に大学生と会うときに自己紹介を英語でやつてもらうということもあわせてしております、なるだけ英語、そして話す機会ということを均等的に与えるように、本年度中に改善していくということでございます。

○教育長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○田谷委員 今ご報告の中で、ホテルでの過ごし方について指導するような項目があるのですけれども、ホテルでの過ごし方で何か問題があつたのですか。

○先端教育担当課長 今年度、いくつかトラブル事例ということで、体調不良に加えて、ホテルでちょっと部屋の外に出てしまうとかということがございました。そこにつきましては、各学校、現

場でしっかりと指導の方もしていたのですけれども、今年度はさらに、来年度に向けてはそういうことは必ずないようにということで、教員での指導の方法ということを徹底するということを考えてございます。

○田谷委員 なかなか完全に洋風スタイルの宿泊施設に泊まるということは、子どもたちにもなかなかない経験で、そういう問題が昨年中にあったかと思います。やはり先程のご質問でもありましたけれども、せっかく海外に行きますので、英語を使う機会を少しでも多くしてあげて、子どもたちに英語をしゃべる機会と、その機会に別途開催する。先日私もオーストラリア研修を拝見させていただきまして、特に中学生の英語能力がすごく上がっていると思いました。やはり母国の英語圏内で色々なことを経験してくるということになると思いますので、ぜひとも今後そういう時間を多く取って、素晴らしい修学旅行になるようよろしくお願ひいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

- 10 後援名義等の8月使用承認について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 14 図書館の8月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の8月行事実績について
- 16 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 17 10月教育人事企画課事業予定について
- 18 みなど科学館の8月利用状況について

○教育長 それでは次に、報告事項の第10「後援名義等の8月使用承認について」から、報告事項の第18「みなど科学館の8月利用状況について」、この9件の定例報告については配布資料のとおりです。各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している報告事項等は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

○図書文化財課長 高輪築堤の調査・保存等検討委員会の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。9月3日に開催された委員会についての報告です。すいません、ファイルを御覧いただければと思います。主なところを赤線で、アンダーラインで引いてあります。

8月の委員会でJRより、「遺構の全面的な現地保存とした場合、地下掘削可能検討範囲は建築敷地範囲の約51%となり、それを前提にした大深度の建築計画の実現は困難である」と示された

見解に基づき、委員の見解として、「5・6街区の高輪築堤の文化財的価値及び保護措置について（3）」が文書として取りまとめられました。

「委員見解（2）」からの主な変更点を中心に説明します。1ページ、項番1です。「文化財的価値について」。こちらは変更ありません。2ページ、項番2「保護措置について」。②、③は今回加筆されました。②の最後の行、「次の段階の協議として部分的な『現地保存』の検討を行う」。③下から3行目の部分です。『ランドスケープ』をあげているが、これは『記録保存』の成果の活用に位置づけられる」。

④、⑤、⑥は新規になります。④「信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい『連續性』を有する築堤部100m以上の区間の『現地保存』を要望する」。⑤2ページから3ページにかけてになります。「『現地保存』した後に、国史跡『旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡』に追加指定されることが必要になると考える」。⑥4街区になりますが、「改めて第7橋梁部南横仕切堤跡の『移築保存』について協議することにしたい」です。

これらが委員から説明があり、これを踏まえ、10月以降にJR東日本から見解が示される予定です。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 まず、この問題はずっと前から議論してきたことありますし、教育委員会としても見解を出して要望も出してきた内容ですから、今日、映写された資料は、この教育委員にこの後、きちんと共有をしていただきたいというふうに思います。その上で、やはりこれを熟読した上で、これに対して教育委員会としてどういう見解を出すかということを、しっかり考えなければいけない。重要な案件だと思いますので、次の教育委員会の会議の場で議題に加えていただきたいというのが一つです。

もう一つは、やはり今回の第5・第6街区のことは早くからきちんとJRには主張していた、意見を伝えていた訳で、それに対してJRが非常に非協力的な意見を出してきた。それに対して、すぐに妥協的な議論に行っていいのかどうかというのも実は重要なテーマだと思いますので、この点はしっかりとこの教育委員会で議論したいと思います。私からは、まず以上です。

○図書文化財課長 今回、委員の見解として（3）というものが出来ましたので、これを踏まえて、JRからの見解がどういうものが出でくるかというところを、まず注視をしたいなと思っています。すみません、委員が言われた資料の提供は後程させていただきます。10月以降にJRからどういう見解が出るかということを踏まえて、教育委員会にまた改めて情報提供させていただいて、ご議論させていただければと思います。以上です。

○山内委員 資料の提供、よろしくお願いします。あとは一方で、これでJRがどういう見解を出してくるかということですけれども、ある意味でちょっとまだ十分にこれを読めていない中の意見ですけれども、今回の意見というのが場合によっては妥協的な議論に入ってしまうというところにもなりかねない訳ですから、結構重要なことだと思うのです。そういう意味ではJRの回答を待

つ前に、やはりこの見解についても私たちの間で一回きちんと理解して、意見を共有しておくということが必要だと思います。

○図書文化財課長 ご意見ありがとうございました。また改めて調整させていただければと思います。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。委員または説明員の皆さんから、そのほかの案件での何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○山内委員 では、私から一つだけ。図書文化財課の頑張りというところを私なりにちょっとお伝えしたいと思います。今回の郷土歴史館の夏の企画展、戦争に関する展覧会です。私も見てきましたけれども、非常に内容の優れたものだったというふうに思います。それは見れば分かる訳ですが、見ていらない方にはなかなか分からぬというところもあって、本当はそういう意味で、ああいう内容も事前にこういう場でも共有しながら、もっと積極的に発信できたらもっとよかったのにな、というふうにも思いました。多くの人たちに見てもらえていることを期待したいと思います。

何がよかったかというと、港区を中心にしながら時代のことを描いている訳ですけれども、まず分かりやすく言えば、小学生の年代にきちんと分かりやすく説明しているというところです。そこに物と写真、当時の雑誌などを使って、当時の時代の空気も示しながら、よく分かりやすく示していたということです。

どうしても戦争のものを扱うときには、解釈を入れる中で、政治的な立場によって見え方も変わってくるし書き方も変わる訳ですけれども、今回、そういうことにならない、物と写真で語るということを丁寧に非常に分かりやすくやっていた。だから、結果としては、大人にもそういう政治的な立場関係なしにあの時代を考えやすい、そういう展示になっていたということです。

その意図は、たまたま当日学芸員の方ともお会いして意見交換する中でも、やはりその意図はよく分かりましたけれども、今回非常に優れた展示をされていたと思いますので、そういうところは港区の図書文化財課も自信を持ってますます頑張っていただきたいというのが一つです。

それからもう一つ、戦争について、所管が総務部になっているので、ここできっと紹介されていないのですけれども、実際は郷土歴史館があるからこそできているものに、港区の『戦争・戦災体験集』の第4集というのが、この3月に発行されているのです。実はその内容が、一つの今回の展示のベースにもなっていたと思うのですけれども、その冊子も私は読みましたが、非常によくできていますし、その後半には高校生たちがインタビューをして、港区の区民の体験者へのインタビューをして、それをまとめているというところも加わっている。非常に内容の優れたものだと思いますので、本当はそういう活動もこういう場でぜひ、おそらくお気づきでない委員の方もいると思いますし、共有できるといいなと思ってあえてご紹介しました。

○教育長 ありがとうございます。補足をさせていただくと、今回の高校生の長崎への派遣の映像がもう「ちいばす」とかでも流れていますので、ぜひまた見ていただければと思います。

今、山内委員からもお話がありましたように、教育に関わる教育委員会以外の所管のものについても、できるだけこの場でご紹介できるように、今後はまたさらにアンテナを高くしていきたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

「閉会」

○**教育長** ほかになければ、一旦これをもちまして閉会ということで、次回は定例会を、来月 9 日木曜日午前を予定しております。こちらは参集ということになりますね。よろしくお願ひをしたいと思います。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員